

市立芦屋病院使用料及び手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(駐車場使用料の額)</p> <p>第4条 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、<u>30分までごとに100円とする。ただし、24時間までの利用につき、1,600円を上限とする。</u></p>	<p>(駐車場使用料の額)</p> <p>第4条 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超え4時間までは200円とし、4時間を超えるときは1時間までごと(ただし、<u>午後8時から午前8時までは2時間までごと</u>)に100円を加算する。</p>

駐車場使用料の改正について

1 入庫からの駐車時間による使用料（円）

<改正前>

～30分	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間	～8時間	～9時間	～10時間	～11時間	～13時間	～15時間	～17時間	～19時間	～21時間	～23時間	～24時間
無料	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600

<改正後>

～30分	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間	～8時間	～24時間
無料	700	900	1,100	1,300	1,500	1,600

2 使用料の免除

(1) 2時間までを免除するケース

- ア 外来受診
- イ 入退院時の送迎

(2) 全額を免除するケース

- ア 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている者又はその介護者
- イ 医師等が必要と認めた場合（外来での化学療法・手術，複数科受診，人間ドック等）
- ウ 応援医師等
- エ お見送りのときのご家族
- オ 病院ボランティア
- カ 業者等で当院から委託した業務を遂行する場合

(3) 免除しないケース

- ア 入院患者のお見舞いの方等
- イ 業者の営業活動等